

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程  
(特定技能所属機関)

(入会基準)

第1条 ビルクリーニング分野特定技能協議会(以下「協議会」という。)の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会手続)

第2条 ビルクリーニング分野における特定技能所属機関になった者は、協議会へ入会するため、様式第1号による申請書を事務局に提出するものとする。

(資格確認)

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合、申請者に様式第2号による協議会の構成員であることの証明書を発行する。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったときは、様式第3号による証明書の再交付を事務局に申請することができる。

(変更手続)

第5条 構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、様式第4号による届出書を事務局に提出するものとする。

(退会手続等)

第6条 構成員は、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったときは、協議会を退会するため、様式第5号による届出書及び証明書を事務局に提出するものとする。

2 構成員がビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったにもかかわらず前項の提出を行わない場合、又は事務局が当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

附 則

本規程は、平成31年4月23日から施行する。

※様式第1号から第5号は調整中。